

大阪市会会議規則の一部を改正する規則案

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年5月25日

大阪市会議長 東 貴之様

提出者

有本純子	山下昌彦	土岐恭生
大内啓治	金子恵美	宮脇希
角谷庄一	片山一步	伊藤良夏
高見亮	杉村幸太郎	荒木肇
山本長助	黒田當士	加藤仁子
杉田忠裕	山田正和	島田まり
山中智子	井上浩	

(別 紙)

大阪市会会議規則の一部を改正する規則

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

第66条中「、農業委員会の会長」を削る。

附 則

この規則は、平成28年10月3日から施行する。

説 明

農業委員会の廃止に伴い、会議規則の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市会会議規則（抄）

(執行機関及び説明員)

第66条 市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長、監査委員及び法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者（以下「説明員」という。）は、議場に出席し、説明又は答弁のため発言を求めることができる。